



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 高島 浩  
(兵庫県弁護士会所属)



## 第120回 所在不明株主に関する会社法の特例

1 令和3年8月2日、経営承継円滑化法の改正法が施行され、事業承継を円滑に行うための方法が追加されました。

同法では①事業承継時の金融支援措置（平成20年10月1日施行）②事業承継税制（同）③遺留分に関する民法の特例（平成21年3月1日施行）という3つの措置が定められていますが、今回の改正で④所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例という4つ目の措置が加わりました。

2 中小企業においては、株主数が比較的少数で、個々の株主の保有する議決権割合が多い傾向にあります。このため、株主名簿に記載はあるが連絡の取れない株主（所在不明株主）が存在する場合は、円滑な事業承継の妨げとなることがあります。

例えば、M&A（株式譲渡）により経営権を譲渡する場合、買受側としては100%の株式取得を求めるのが通常であり、所在不明株主（株主に相続が発生して年月が経過している場合や名義株主などが典型です）が存在するとM&Aが成立しないこととなります。

会社法では、株式会社が所在不明株主に対して行う通知等が5年以上継続して到達せず、当該所在不明株主が継続して5年間剰余金の配当を受領しない場合、その保有株式について競売又は売却の手續が可能です（会社法第197条、第198条）。

しかし、5年という期間が事業承継を検討する際には長すぎることから、非上場の中小企業者のうち事業承継ニーズの高い株式会社に関し、都道府県知事の認定を受けることその他一定の手續保障を前提に、この5年を1年に短縮する特例を設けたのが今回の改正法です。

3 このように改正法を紹介させていただきながら恐縮ですが、この特例は決して使いやすい制度ではありません。

この特例を利用して所在不明株主の株式を売却（自社による買取を含む）しようとする場合、

- ①都道府県知事の認定
- ②会社法上の異議申述手續に加えて改正法に基づく異議申述手續

③裁判所の許可

という手續が必要となります。

詳細な説明は省略させていただきますが、①については「経営困難要件」と「円滑承継困難要件」が必要となり、前者については経営者の年齢や健康状態などにより会社の事業活動に支障が生じていることが、後者については所在不明株主が存在するために後継者が一定の議決権数を取得できないことが、それぞれ必要とされています。また、③については、所在不明株主に宛てた株主総会招集通知や剰余金配当送金通知書の返戻封筒や株価鑑定書などが必要となります。それぞれの要件を裏付ける資料も必要となりますが、中小企業において、定時株主総会の招集通知を毎年発送している会社は少ないのではないのでしょうか。

4 経営承継円滑化法は、その利用できる場面が限られており、所在不明株主が存在する場合の特例も、常に切り札として利用できるわけではありません。

株式を特定の株主に集約する手法として、まずは特別支配株主の株式等売渡請求（会社法第179条）や株式の併合（同法第180条）の利用を検討するというこれまでのセオリーは、今後も変わらないこととなりそうです。